

【障害者施設向け】 抗原定性検査キットの配布について Q&A

令和4年7月

山梨県福祉保健部障害福祉課

Q1 どのような目的の制度ですか。

新型コロナウイルスの感染により重症化リスクの高い方が多い障害者施設等の従事者、利用者及びご家族等に症状が現れた場合、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう、障害者施設等へ抗原定性検査簡易キット(以下「検査キット」という。)を配布することといたしました。

Q2 「検査対象施設」はどのような施設ですか。

検査対象施設は、山梨県内に所在する障害者施設等となります。(詳細は、県ホームページをご確認ください。)

なお、検査実施に際しては、配置医師又は連携医療機関と連携する体制があり、かつ、検査キットによる検査に関する研修を受講している職員がいることで検査が実施できます(別紙「障害者施設等の皆様へ」を参照)。

Q3 医療従事者不在の下での検査キットの使用は可能ですか。

医療従事者が不在の場合に鼻腔から検体を自己採取し(鼻腔孔から2cm程度奥を拭う)、キットを使用することは、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下であれば可能です(自ら鼻咽頭検体を採取する(鼻腔孔から10cm程度奥を拭う)のは危険ですので、しないでください)。

また、検査キットを使用する前に、あらかじめ、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができるようにしておいてください(受診可能な地域の医療機関(新型コロナウイルス感染症の診断・治療・検査を行う医療機関)を把握しておいてください)。

Q4 検査を受けられる人は誰ですか。

検査対象施設の障害者施設従業者及び家族、訪問者等で、出勤、利用、訪問後に体調の悪化を自覚した方が対象になります。無症状者に使用するものではありません。検査の結果は、絶対ではないことに十分留意し、結果にかかわらず医療機関を受診してください。

Q 5 「従事者」とはどこまでを指しますか。

原則として、施設利用者・入所者と対面・接触する職員が対象となります。利用者・入所者との関わり方にもよりますが、施設の清掃を行う職員や利用者・入所者と対面する事務職員も対象となります。（施設の状況に応じてご判断ください。）

また、施設が直接雇用していない委託業者等であっても、利用者・入所者と対面・接触する可能性があれば、対象となります。

Q 6 検査キットが使える期間はいつまでですか。

検査キットの外箱に記載されている使用期限までお使いいただけます。

なお、アボット社製の抗原検査キットは薬事承認の一部変更に伴い、使用期限が12箇月から24箇月に延長されました。既に配布済みの検査キット（25入・10入）についても、製品の添付文書記載の保管方法により適切に保管されている場合は、使用期限が延長されますので、ご活用ください。

Q 7 検査対象施設に関連施設を併設している場合、その施設の職員等も検査を受けられますか。

同一建物内に併設されており、施設の利用者とも対面・接触する方であれば、ご使用いただけます。

Q 8 検査はいつ受けたらよいですか。

施設の従事者、利用者及び家族、訪問者等で、出勤、利用、訪問後に体調の悪化を自覚した際にご使用ください。

Q 9 検査は必ず受けなければなりませんか。

検査は任意ですが、感染拡大を未然に防ぐための検査ですので、積極的にご活用ください。

Q 10 検査キットの費用はかかりますか。

検査キットの費用は、県が負担します。

ただし、保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設においてご負担をお願いします。

Q 1 1 検査で陽性となった場合はどうなりますか。

陽性判明者は出勤・利用を停止し、確定診断で陰性が出ない限り、療養してください。
また、速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。医師の診察により確定診断となります。
なお、確定診断を待たず、同時並行で、当該陽性者の「接触者」を各施設で自主的に特定し、速やかに帰宅させるなどの措置を講じてください。

Q 1 2 検査で陰性となった場合はどうなりますか。

症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性(感染しているのに検査が陰性になる偽りの陰性)だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。なお、医療従事者が常駐しない施設で検査を実施した場合、偽陰性の可能性もあることから、施設は、体調が悪い職員の医療機関の受診を促すようにしてください。

(参考) 配布キットによる結果を踏まえた対応の例

	陽性だった場合の対応	陰性だった場合の対応
医師が実施する場合 (医師の管理下で実施する場合を含む。)	医師の指示に基づき対応する。(診断、他院受診等)	医師の指示に基づき対応する。(診断、他院受診等)
医師以外の医療従事者が実施する場合	・非常駐の配置医師や連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。	・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養を促す。 ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。 (医師が常駐する施設で、陰性の確定診断が付く場合を除く。)
医療従事者以外の者が実施する場合	・非常駐の配置医師や連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。	・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養を促す。 ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。 (医師が常駐する施設で、陰性の確定診断が付く場合を除く。)

※配布されるキットは、有症状者への検査に使用する。

Q13 配布された検査キットを用いて医療機関が検査を行う場合、医療法第 15 条の2に規定する検体検査の精度の確保に係る基準に関する各種規定は適用されますか。

適用されます。
なお、本検査キットは、公的医療保険の診療に用いることはできません。

Q14 使用済みの検査キット、及び、使用期限経過後の検査キットはどうしたらよいですか。

製品の添付文書に記載された廃棄上の注意を参照し、廃棄物の回収事業者を確認してください。

なお、廃棄に要する経費は施設でご負担願います。

Q15 検査キットを全て使用した場合は、追加で配布してもらえますか。

施設の規模等に応じて全検査キットを配布済みですので、追加で配布はできません。

Q16 検査キットの使用実績はどのように報告したらよいですか。

検査キットを使用した場合は、下記の期限、内容の報告をお願いします。
使用実績がない場合は報告不要です。

【報告期限】

[検査キットを使い切った場合]

使い切った月の翌月10日までに報告してください。

[検査キットに残りがある場合]

検査キットの使用期限(外箱に記載)を確認の上、使用期限の属する月の翌月 10 日まで報告してください。

(例:使用期限・2023年2月15日→報告期限・2023年3月10日)

※これまでに、国や県から別途配布されている検査キットがある場合は、それとは分けて、今回配布分の使用実績を報告してください。

【報告内容】

使用実績:

- ①施設名、②受領数、③ 使用数、④ 検査キットを使用した判定結果が陽性だった人数、⑤担当者の氏名・連絡先

【報告方法】

山梨県福祉保健部障害福祉課にメールで報告してください

(注)メールタイトルは、「検査キット使用実績報告(R4.7以降配布分)」としてください。

障害福祉課メールアドレス : shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp